

県立学校教職員の処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 20歳代
- 3 所 属 筑豊地区の県立高等学校
- 4 職 名 講師
- 5 処分時期 令和7年7月3日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和6年8月から令和7年3月までの間、自校の生徒に対して
わいせつな行為を行った。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第28
条第1項第3号の規定に掲げる分限事由に相当する事実が認められる。

教職員課 5443